

令和7事業年度
事業報告書

自 令和7年4月1日

至 令和8年3月31日

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター



目次

1. 法人の長によるメッセージ	3
2. 令和7年度のトピックス（主な成果・実績）	4
3. 法人の目的、業務内容	6
(1) 法人の目的	
(2) 業務内容	
4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
6. 年度目標及び事業計画	8
(1) 年度目標	
(2) 事業計画	
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	10
(1) ガバナンスの状況	
(2) 役員等の状況	
(3) 職員の状況	
(4) 重要な施設等の整備等の状況	
(5) 純資産の状況	
(6) 財源の状況	
(7) 社会及び環境への配慮等の状況	
(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉	
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	19
(1) リスク管理の状況	
(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	
9. 業績の適正な評価の前提情報と業務実績	21
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
(2) 農薬関係業務	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
(4) 食品表示の監視に関する業務	
(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
(7) その他の業務	
10. 業務の成果と使用した資源との対比	28
(1) 自己評価	
(2) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況	

11. 予算と決算との比較	29
12. 財務諸表	30
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	32
(1) 貸借対照表	
(2) 行政コスト計算書	
(3) 損益計算書	
(4) 純資産変動計算書	
(5) キャッシュ・フロー計算書	
14. 内部統制の運用に関する情報	33
(1) 内部統制に関する事項	
(2) リスク評価と対応に関する事項	
(3) 監事監査に関する事項	
(4) 内部監査に関する事項	
(5) 入札・契約に関する事項	
(6) 予算の適正な配分に関する事項	
15. 法人の基本情報	34
(1) 沿革	
(2) 設立に係る根拠法	
(3) 主務大臣	
(4) 組織図	
(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地	
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	
(7) 主要な財務データの経年比較	
(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画	
16. 参考情報	37
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	
(2) その他公表資料等との関係の説明	

FAMICシンボルマーク



食品、肥料・飼料、農薬の印象をそれぞれオレンジ、緑、青で表現し、3つの分野が1本の縄のように強固に結びついている一体感を、DNAのらせん構造になぞらえ、また『農場から食卓まで』繋がるフードチェーンもイメージしたシンボルマーク（ロゴマーク）です。

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）は、食品及び肥料、農薬、飼料といった農業生産資材などの検査、分析を通じてその品質、表示の適正化や安全性の確保に取り組んでいます。

これらの事業を実施するにあたり、FAMICは「確かな技術力による科学的検査・分析により食の安全と消費者の信頼を確保する」ことを基本理念として掲げています。

この理念を実現するため、私は職員の技術力・現場対応力の向上、発信力の強化、さらに情勢変化に柔軟に対応する組織作りを進めてきました。

特に技術力の向上について、共同研究の推進、海外技術協力の実施、各種学会発表や論文投稿、分析技術の動画化による技術継承などに加え、組織再編を含む業務改革にも積極的に取り組んでいます。

令和7年度は、認定分野において、我が国の試験所の試験結果が世界中で受け入れられるために必要な国際相互承認を締結し、飼料分野では飼料中のPFAS(4物質)の分析方法を短期間で開発・公定法化しました。

また、肥料事業者の分析技術向上のための技能試験を実施することとしたほか、水産加工品にかかる極めて証明困難な産地・種の表示疑義について、多くの工夫でデータを積み上げ表示違反を確認するなど、様々な取り組みを行いました。

国際的な政治、経済情勢の不安定な状況が続く中、農業生産資材の国内代替物への転換や環境負荷の低減などを盛り込んだ新たな食料・農業・農村基本計画がスタートしました。

FAMICはこのような情勢に的確に対応し、正確で確実な業務を行うとともに、さらなる技術力の向上と皆様への情報提供に一層努めてまいります。

本事業報告書が、業務実績等報告書や環境報告書などとともに、FAMICの様々な活動についてご理解いただく一助になることを願っております。

令和8年6月

FAMIC（ファミック）

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

理事長

木内 岳志



2. 令和7年度のトピックス（主な成果・実績）

主体的に技能試験を実施する体制を整備して、 肥料の品質確保に貢献

肥料
関係業務
21
ページ

- これまで、肥料事業者を中心とした各地域の協議会が会員向けに肥料の外部精度管理のための試験を開催していましたが、協議会の主催での開催が困難な状況になりつつある中、業界全体の技術向上のため、FAMICが主体的に技能試験を実施することとしました。
- まず、運営が円滑に移管されるよう協議会と積極的に意見交換を行いました。その上で、早い段階で規程等を作成し、技能試験の手数料を算出して、関係者に情報提供を行いました。さらに、作業の効率化を図るために申込窓口のホームページへの一元化や適切な情報管理ができる環境を整えるために独自のシステムを構築し、令和8年度からの実施体制を整備しました。
- 今後、FAMICが主体的に実施することで、協議会会員以外の分析機関なども参加することができるようになります。また、試験室毎に結果を報告し、その試験結果を踏まえた内容の研修を実施することで、事業者の分析技術が向上することが期待されます。



新しい農薬散布技術による農作物の残留農薬分析の重点化と 残留農薬分析業務の集約化

農薬
関係業務
22
ページ

- 農薬には、使用方法や残留濃度の決まりがあります。遵守状況の確認のため、農作物の残留農薬分析を行っていますが、近年は不適正使用や残留基準値の超過事例がほとんどありませんでした。
- 一方で、ドローンによる散布など新しい技術を使用して散布したときの残留農薬実態の把握が求められています。そこで、農林水産省と協議し、新たな散布方法による農作物を対象を絞って、重点的にモニタリング調査を実施し、基礎データを得ることとしました。
- また、業務合理化を図るため、残留農薬分析業務を見直し、調査件数を絞りつつ、横浜及び神戸にあった農薬実態調査課を廃止して、農薬検査部に業務を集約しました。さらに、認定センターで行っていた有機JAS品の残留農薬分析業務を農薬検査部に移管し、組織横断的な実施体制としました。
- ドローンによる散布などのスマート農業が推進される中、こうした情勢変化に合わせて業務を重点化するとともに、FAMIC内における横断的な業務合理化にも貢献しました。



汎用性の高い分析法の開発と柔軟な対応により、 公定法化に必要なPFASの分析法開発試験を早期に終了

飼料
関係業務
23
ページ

- 農林水産省から飼料中のPFAS 4物質の分析法開発の指示を受け、令和6年度に魚粉等の分析法の開発と妥当性試験を行いました。
- 令和7年度、農林水産省は事業者に対し、FAMICの開発した分析法を元に、乾牧草やサイレージ等の分析法開発を依頼したところ、分析方法の大きな変更がなかったため、開発は早期に終了しました。
- そこで、FAMICは、事業者が開発した乾牧草等の分析法について、早急に単一試験室による妥当性確認を行った上で、令和6年度に開発した魚粉等に加え、令和7年度に事業者が開発した乾牧草等についても、妥当性確認の一環である複数の試験室による共同試験を実施しました。
- 通常は、分析方法の公定法化に必要な試験終了まで3年間のスケジュールを組みますが、汎用性の高い分析法を開発したことから、2年間という短い期間で6種類の分析法の開発を完了することができました。このことで、飼料中のPFASのサーベイランスが可能な体制を実現しました。

* 妥当性試験：分析法が、設定された目的を達成できることを確認する試験



自ら収集したデータを活用して製造記録を検証することで、 立入検査を有利に展開して、全容を解明

- 農林水産省から検査依頼のあったスルメイカ加工製品について分析したところ、産地と種の表示疑義を確認しました。そこで、FAMIC・農林水産省・県の3者で立入検査を実施しましたが、疑義の可能性のある期間が長く、商品数も多かったことから、帳簿での確認が困難な状況でした。
- そこで、FAMICは、スルメイカを購入・解体して、部位ごとの重量データを収集しました。このデータを用いて、製造記録を検証したところ、国産スルメイカ原料が製造量に対して不足していることが分かりました。また、国産スルメイカが常態的に不足する期間を特定する検証を行いました。さらに、別の疑わしい製品を追加で買い上げて分析を実施し、新たに複数の疑義を確認しました。
- これらのデータを事業者に示したところ、不正行為を認め、立入検査を有利に展開できました。最終的に、合計59商品の表示違反を確認し、農林水産省と県が表示違反について、指示・公表しました。
- 職員の工夫で、加工食品の製造に関する情報を収集・解析することの有効性が示されました。



試験所認定分野(ISO/IEC 17025)において、国際相互承認を締結

- 日本の試験所の試験結果が世界中で受け入れられるためには、国際的に信頼できる審査能力があると国際機関から認められる「国際相互承認」を締結した認定機関から認定されることが必要です。
- FAMICは、「国際相互承認」締結受審に向け、試験所認定分野に精通した外部有識者による検討委員会を設置し、計量トレーサビリティに関する方針策定等、国際レベルの審査基準を制定するとともに、技術的分野においては勉強会を開催して必要な力量を有する審査員を育成しました。また、手順書類を見直すなどマネジメントシステムの堅牢性も高め体制整備に努めました。
- 審査当日には、「国際相互承認」の評価員からの指摘に対的確・適切に対応するとともに、状況に応じて柔軟に対応しました。結果として、試験所認定分野における「国際相互承認」を締結することができました。
- このことで、FAMICから認定された国内の試験所が発行した試験結果が世界中で受け入れられ、輸出先国での試験が不要となり、輸出が促進されることなどが期待されます。



受入研修及び短期専門家派遣を行い、 かび毒の分析技術を提供して、ベトナム国の食品安全行政に貢献

- JICAから、引き続き、ベトナム国農業農村開発省の傘下で食品検査等を行う機関であるRETAQの能力強化のための技術支援の要請がありました。令和6年度は農薬の分析技術の提供をしており、今年度は現在研究が進んでいて、国際的にも対応が求められている食品安全上問題となる化学物質であるかび毒の分析技術を提供することとし、知見を有している有害物質分析チームが対応することとしました。
- FAMICに5日間研修生を受入れ、かび毒の分析に関する基礎的な実技研修から、ISO/IEC 17025の認証取得を視野に入れた高度な精度管理に関する知見を提供しました。
- さらに、職員を派遣し、現地の要望に即して、技術面、コスト面から分析法の適用性を検討し、所有機器での分析を可能とするなど、臨機応変に対応しました。
- このことで、RETAQ職員の能力向上に貢献し、令和6年度から続く一連の研修を通じて、食品の安全性の向上に寄与することができました。



3. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

FAMICは、一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、農林物資等の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的としています。（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号。以下「センター法」という。）第3条）

(2) 業務内容

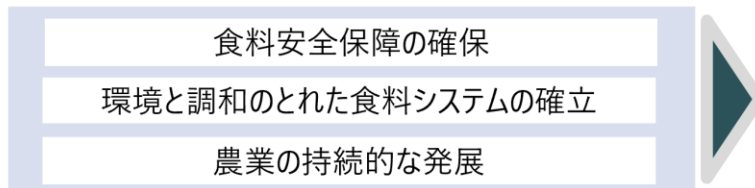
FAMICは、センター法第10条に基づき、次の業務を行っています。

- ・ 食品等の品質及び表示に関する調査、分析並びにこれらに関する情報提供
- ・ 食品等の消費の改善に関する技術上の情報収集、整理、提供
- ・ 日本農林規格、食品表示基準等が定められた食品等の検査
- ・ 日本農林規格等に関する認証等の適正な実施に必要な能力に関する評価、指導
- ・ 食品等の品質管理及び表示に関する技術上の調査、指導
- ・ 食品等の検査技術に関する調査、研究及び講習
- ・ 肥料、農薬、飼料等の検査
- ・ 飼料等の検定、表示に関する業務
- ・ 飼料等の登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査、指導
- ・ 飼料等の製造設備、製造管理の方法等に関する調査
- ・ 上記の業務に附帯する業務
- ・ 食品、肥料、農薬、飼料、農林水産物の輸出促進等に関する関係法令に基づく立入検査等
- ・ 上記の業務の遂行に支障のない範囲内で認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力

4. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

FAMICは、長年蓄積してきた科学的知見や培ってきた技術力を生かし、関係法令に基づき検査・分析等を実施することで、農林水産省の、主に「食料安全保障の確保」に関する政策の一翼を担っています。行政執行法人として、国の相当な関与の下に国の行政事務と密接に連携した事務・事業を正確かつ確実に実施し、政策課題や社会的課題の解決に貢献します。

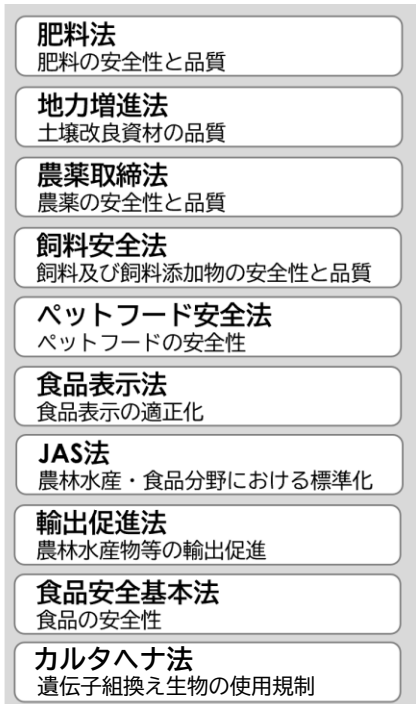
農林水産省の政策



FAMICの業務

- 肥料及び土壌改良資材関係業務
- 農薬関係業務
- 飼料及び飼料添加物関係業務
- 食品表示の監視に関する業務
- 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務
- 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務など

密接に連携



e-Gov法令検索
「農林水産消費安全技術センター法」と入力して検索し、ご覧ください。）
<https://laws.e-gov.go.jp>



5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

運営基本理念

確かな技術力による科学的検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に貢献します。

運営方針

「技術力」を高め、最新の知見を未来に向かって役立てます。

技術で行政を支える組織として、検査・分析技術を維持・向上させるとともに、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組みます。また、専門家集団として、蓄積した知見とノウハウを社会に還元します。

情勢変化に柔軟に対応する組織を目指します。

社会経済の変動、新たな環境問題、動物の疾病や植物の病害虫の発生などの情勢の変化に注意を払い、新たな課題に柔軟に対応できるよう組織力を高めていきます。

行動指針

専門家としての強い使命感を持ちます。

使命感

食の安全や消費者の信頼の確保を担う専門家としての責務を理解し、強い使命感を持って業務に臨みます。

試験結果の信頼性を確保するとともに、スキルアップに努めます。

技術力

国際基準に基づく品質システムを運用することにより、信頼性が確保された分析結果を提供します。また、検査・分析技術の向上に努めます。

コミュニケーションをとりやすい職場をつくります。

技術力 + 情勢変化

個々の調査・検査結果について組織のチェック体制が機能するように、また、情勢変化に柔軟に対応できるように、情報を共有し、自由・活発に意見交換できる職場をつくります。

情報を幅広く収集し、広い視野を持って業務を推進します。

情勢変化

自主性と挑戦心を持ちながら、広い視野を持って、国内外の情報を幅広く収集し、国・消費者・生産者・事業者等のニーズを踏まえて業務を推進します。

コスト意識を持って効果的・効率的に業務を遂行します。

コスト意識

国民の税金により運営されている独立行政法人としてコスト意識を持ち、業務の合理化、不断の見直し、改善に努めます。

高い倫理観と社会的良識を持ちます。

法令遵守

国家公務員であることを自覚して法令を遵守し、公正性、公平性、透明性を持って業務を遂行します。

全体戦略

業務の効率化、重点化等の工夫

財政基盤の強化

職場環境の向上

専門家集団としての高い技術力を維持、向上

蓄積した知見やノウハウの社会への還元

6. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が指示されています。

令和7年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点が変更されました。

- 国内の未利用資源である下水汚泥等を原料とした菌体りん酸肥料の新規格が設定されたため、汚泥由来のPFASについての情報を収集し、科学的知見の集積を行うことが追加されました。
- 農薬登録審査に必要な提出資料の質の向上を図るため、試験施設に対する講習会等を開催し、技術的助言等の提供をすることが追加されました。
- 国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会であるTC34/SC6（食肉、家きん、魚、卵及びそれらの製品に係る分科委員会）の国内審議団体としての役割が追加されました。

② 一定の事業等のまとめごとの目標

一定の事業等のまとめ	目 標
肥料及び土壌改良資材関係業務	肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、肥料の検査等業務を行う。また、地力増進法に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、土壌改良資材の検査等業務を行う。
農薬関係業務	農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、農薬の検査等業務を行う。
飼料及び飼料添加物関係業務	飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、検査等業務を行う。また、愛玩動物用飼料の検査等について、ペットフード安全法に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、検査等業務を行う。
食品表示の監視に関する業務	食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、食品表示基準に関する検査等業務を行う。
日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	JAS法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、JASの制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等業務を行う。また、JAS制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく認定農林水産物・食品輸出促進団体の依頼に応じて必要な協力を行うとともに、登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。
食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務など	農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。

(2) 事業計画

FAMICは、令和7年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとめりに、「5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。令和7年度事業計画の項目は次のとおりです。

令和7年度の事業計画の項目

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

- 1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務
 - (1) 肥料及び土壌改良資材関係業務
 - (2) 農薬関係業務
 - (3) 飼料及び飼料添加物関係業務
- 2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務
 - (1) 食品表示の監視に関する業務
 - (2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務
- 3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務
- 4 その他の業務

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置

- 1 業務運営コストの縮減
- 2 人件費の削減等
- 3 常勤職員数の削減等
- 4 調達等合理化の取組
- 5 情報システムの整備及び管理

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

- 1 予算
- 2 収支計画
- 3 資金計画
- 4 保有資産の見直し等
- 5 自己収入の確保

第4 短期借入金の限度額

限度額を定める

第5及び第6 財産処分等の計画

なし

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- 1 施設及び設備に関する計画
- 2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
- 3 積立金の処分に関する事項
- 4 その他年度目標を達成するために必要な事項
 - (1) 内部統制の充実・強化
 - (2) 業務運営の改善
 - (3) 情報セキュリティ対策の推進



詳細サイト 詳細につきましては、「年度目標及び事業計画」をご覧ください。

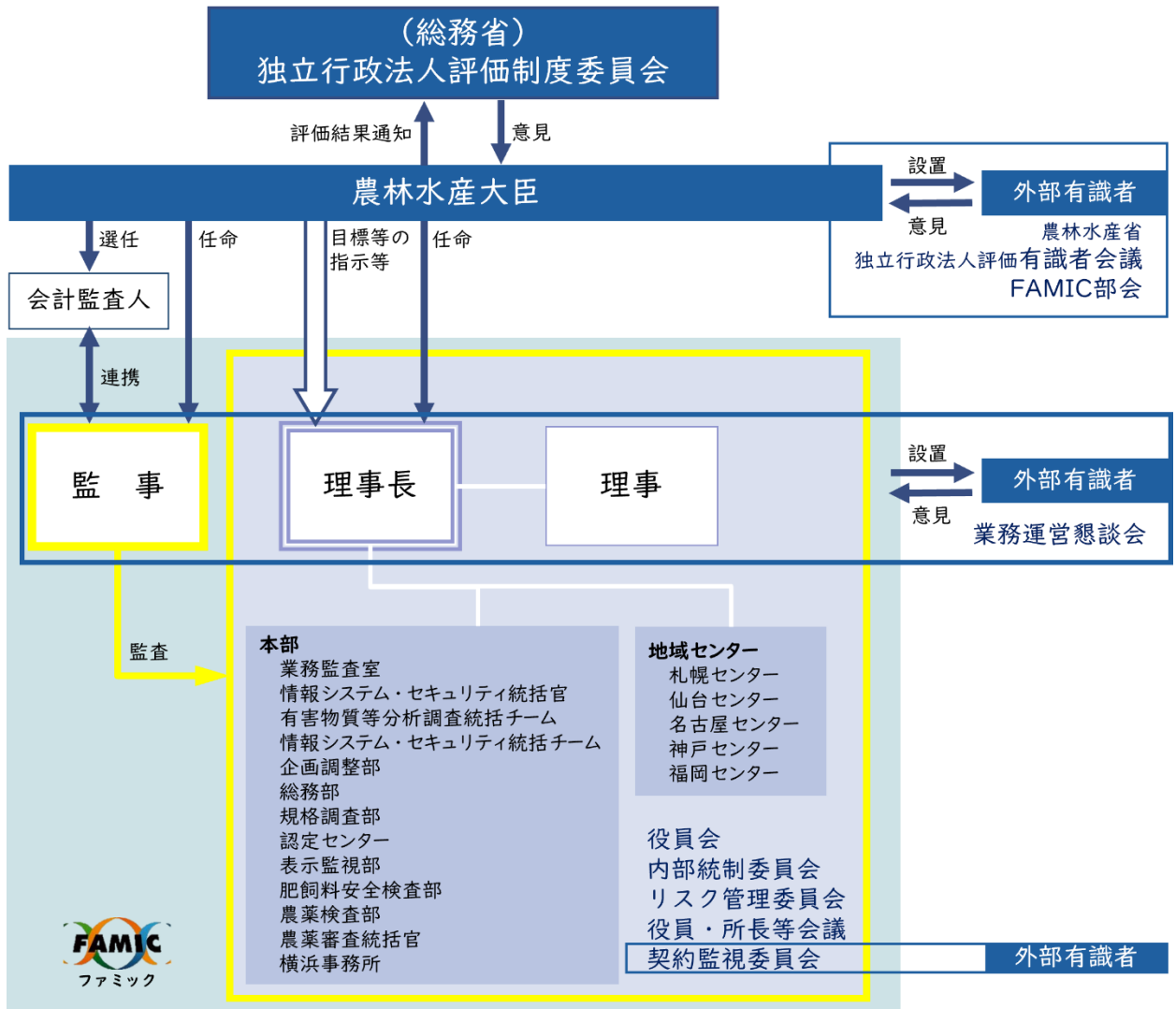
https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制システムを整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しを行っています。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会等により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。



詳細につきましては、「業務方法書」をご覧ください。
https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhousyo.pdf



(2) 役員等の状況

① 役員等の状況

(令和8年3月31日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	木内岳志	自平成31年4月1日 至令和9年3月31日		昭和58年4月 農林水産省採用 平成29年7月 農林水産省東北農政局長 平成30年10月 公益社団法人大日本農会技術参事
理事	橋本陽子	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	総合調整・ 肥飼料 検査担当	平成6年4月 農林水産省採用 令和4年1月 農林水産省大臣官房統計部 生産流通消費統計課長
理事	牟田大祐	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	評価・ 食品等 検査担当	平成2年4月 農林水産省採用 令和6年4月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 規格調査部長
理事	池田淳一	自令和7年4月1日 至令和9年3月31日	農薬検査 担当	昭和63年4月 農林水産省採用 令和6年4月 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 名古屋センター所長
監事	飯村正紀	自令和5年6月16日 至令和9年3月31日 ※		昭和62年4月 大正海上火災保険株式会社入社 令和2年4月 三井住友海上火災保険株式会社理事 (関西本部大阪北支店長)
監事 (非常勤)	服部夕紀	自令和元年6月15日 至令和9年3月31日 ※		現 公認会計士

※監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は板橋監査法人であり、当該監査法人に対する当事業年度のFAMICの監査証明業務に基づく報酬の額は5,280千円です。また、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する当事業年度のFAMICの非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和7年度末現在609人（前年度末比15名減、2.5%減）であり、平均年齢は45.5歳（前年度末45.9歳）となっています。このうち、国等からの出向者は55人、他の独立行政法人からの出向者は2人、令和8年3月31日付け退職者は14人です。

なお、全職員に対する女性職員の割合は36.2%（一般職員）、女性管理職の割合は9.2%となっています。女性の活躍を推進するための取組は、18ページの「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」に記載しています。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要な施設等

名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止に伴うセンター庁舎の移転整備工事（うち新庁舎改修工事、実験設備分）

② 当事業年度中において継続中の主要な施設等の新設・拡充

横浜事務所 排ガス処理装置改修工事（うち設計業務分）

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

該当ありません。

(5) 純資産の状況

(単位：百万円)

① 資本金の額

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	10,110	-	-	10,110
資本金合計	10,110	-	-	10,110

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条第3項に定める目的積立金はありません。

当事業年度に増となった前事業年度繰越積立金2,339,992円は、自己財源で取得した償却資産の簿価（減価償却費充当）、前払費用及び棚卸資産であり、令和7年度発生額（1,116,059円）を取崩し、当該費用としました。

なお、令和6事業年度から令和7事業年度への前事業年度繰越積立金の当期期首残高398,919円は、令和6事業年度が終了したため積立金へ振替を行いました。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

(単位：百万円)

区 分	金 額	構成比率 (%)
収入		
運営費交付金	5,826	84.2%
事業収益	60	0.9%
受託収入	5	0.1%
資産見返運営費交付金戻入	148	2.1%
資産見返補助金等戻入	6	0.1%
賞与引当金見返に係る収益	439	6.3%
退職給付引当金見返に係る収益	431	6.2%
雑益	1	0.0%
合 計	6,915	100%

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2. 損益計算書上の財源状況を示しています。

② 自己収入に関する説明

(単位：千円)

区 分	金 額	概 要
受託収入	5,064	
諸収入		
検査等手数料収入	32,242	GMP適合確認事業場の検査、輸出用飼料等の製造事業場の調査等による収入
検定手数料収入	4,602	特定飼料等の検定による収入
講習事業収入	15,794	農林物資等、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材の検査技術等に関する講習による収入
その他の収入	8,809	抗菌性物質標準製剤の配布、肥料認証標準物質の配布等による収入
合 計	66,512	

注：1. 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

2. 収入予算の決算状況を示しています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

① みどりの食料システム戦略とFAMICの寄与

農林水産省は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する「みどりの食料システム戦略」を令和3（2021）年5月に策定しました。

FAMICは、みどりの食料システム戦略で2050年までに目指す目標に対して、農薬、肥料、飼料といった農業生産資材及び食品などの検査、調査、分析を通じて貢献しています。

「みどりの食料システム戦略」が2050年までに目指す取組方向		FAMICの貢献
環境保全	化学農薬 2040年までに、ネオニコチノイド系農薬を含む従来の殺虫剤を使用しなくてもすむような新規農薬等の開発により、2050年までに、化学農薬使用量（リスク換算）の50%低減を目指す。	化学農薬の使用量低減に向けた技術開発・普及につなげるため、生物農薬（微生物農薬、天敵農薬）の登録に必要な試験と評価方法の明確化に寄与
	化学肥料 2050年までに、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減を目指す。	国内資源として重要なりん資源である下水汚泥等の肥料利用の拡大のため、菌体りん酸肥料の規格設定、制度構築・運用についてFAMICの知見を活用して寄与
	有機農業 2040年までに、主要な品目について農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術を確認する。 これにより、2050年までに、オーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業※の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指す。（※国際的に行われている有機農業）	国際的なガイドラインに準拠して制定された「有機JAS」の普及推進により、農業生産に由来する環境への負荷低減に寄与

② サステナビリティに関する方針及び取組の概要

「持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現のため、2030年を年限とするSDGs（Sustainable Development Goals）の17の国際目標にFAMICの業務は繋がっています。

各業務等の取組についての詳細は、18ページの「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」及び21～27ページの「9.業績の適切な評価の前提情報と業務実績」に記載しています。

③ 環境貢献活動の推進

業務活動の中での環境配慮については、「環境配慮の基本方針」及び「環境配慮への行動目標」を定め、取組を計画的・体系的に推進しています。

環境配慮の基本方針	環境配慮への行動目標
1. 検査・分析等に使用する各種化学物質等の適切な使用、管理、廃棄	<ul style="list-style-type: none"> 各種関連法令や条例の遵守 廃棄物の削減に配慮した化学物質の適正な管理 分析終了後の廃有機溶剤等の適正な処理 局所排気装置及びスクラバーの使用による大気汚染物質の適正な処理 その他実験室等で発生する廃棄物の適正な管理及び処理
2. 分析機器等の効率的利用	<ul style="list-style-type: none"> 省資源、省エネルギーに配慮した分析機器の効率的な利用
3. 水、電気、ガス、紙類等の効率的利用とリユース、リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> 水、電気、ガス、ガソリン、灯油等各種資源の消費節減への計画的・体系的な取組 物品管理の徹底、紙類の有効活用及び業務の電子化によるペーパーレス化を通じた紙類消費の削減 分別廃棄等によるリサイクルの促進
4. グリーン購入法に基づく調達	<ul style="list-style-type: none"> グリーン購入法に基づく調達の推進
5. 役職員への環境教育の実施、環境配慮への取組状況の発信	<ul style="list-style-type: none"> 上記1から4までの周知・推進に向けた役職員への定期的環境教育 定期刊行物、ホームページ、施設見学、一般公開等の機会を活用した取組状況の社会への発信

詳細サイト



詳細につきましては、「環境報告書」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/kankyo_report/



(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

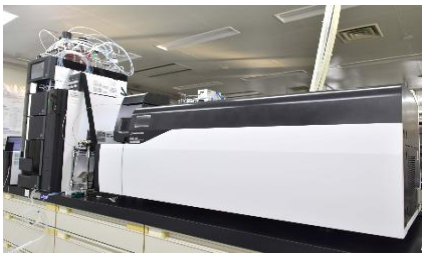
FAMICは、消費安全技術全般に係る唯一の機関です

① 分析技術力

技術で行政を支える組織として、食品や農業生産資材の検査・分析を行っています。法令に基づく検査のほか、継続的な調査・監視（サーベイランス・モニタリング）にも取り組み、各種分析機器を用いて、安全性や品質を確認しています。

より効果的・効率的な検査方法を求めて、新しい検査・分析手法の開発・導入に取り組んでおり、高い分析技術を必要とする国際技術協力等の要請があれば、分析実習、海外派遣など必要に応じて対応しています。

主な分析機器と業務



高速液体クロマトグラフタンデム質量分析計(LC-MS/MS)

かび毒など有害化学物質や残留農薬の分析

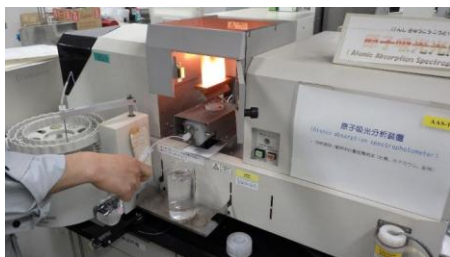
有害化学物質や残留農薬が、法令で定める基準を超過していないかの検査や、農林水産省が定めるサーベイランス・モニタリング年次計画に基づいた調査等を行い、その結果を農林水産省に報告しています。



誘導結合プラズマ質量分析装置(ICP-MS)

原料原産地検査

原料の原産地を判別する検査を行っています。例えばうなぎ加工品の場合、取り出した肉間骨を分解して得た溶液中の元素濃度を測定し、測定データを判別モデルと照らし合わせて、原料うなぎの原産地が国産か外国産かを判別しています。



原子吸光光度計

重金属等の分析

肥料や飼料中のカドミウムや鉛などの重金属が規制値を下回っているか測定しています。その他、植物の栄養成分である窒素、りん酸、カリウム等が表示どおり含有されているか分析も実施しています。



木材万能試験機

木材の強度試験

構造用集成材などの強度試験を実施しています。試験を行って性能を確認することで、JAS製品の品質は担保されます。

研修・機器整備

FAMICは、年間の研修計画に基づき、職員を外部機関が主催するISO/IEC 17025に係る研修、各種毒性試験研修等に参加させ、FAMIC内でも化学分析における不確かさ研修や有識者を招いた勉強会を実施しています。また、使用する分析機器は、新規購入や老朽化による更新、業者メンテナンス等の管理方針を委員会で審議決定し、無駄のない機器の配置を考慮して適切に整備・管理しています。

分析法開発・調査研究

FAMICは、長年磨いてきた分析能力を活かし、肥料公定規格の設定・改正、飼料、ペットフードの公定分析法、食品表示の真正性確認のための分析法、JASとして制定する試験方法、リスク管理のための微量有害物質の分析法の開発などを行っています。開発した分析法のうち、普及を図るべきものは、調査研究報告等にとりまとめFAMICのHPに掲載するほか、学会発表や学術誌への投稿、年1回の公開調査研究発表会での発表等により広く公表しています。

共同研究等

最新の科学的知見や技術の習得に努めるとともに、技術力・現場対応力を一層高めるため、共同研究や論文投稿等の外部発信を推進しています。例えば、国立研究開発法人との共同研究や職員の駐在、大学との連携、他機関との交流等を行い、最新の科学技術の習得に取り組んでいます。また、資金を得て研究が実施できるよう、外部の研究機関とのコンソーシアムへの参画も進めています。

品質保証への取組

FAMICは、農林水産省との密接な連携の下、「食の安全と消費者の信頼の確保」に努めており、業務の結果や内容の正確性・信頼性等の点において高い品質が求められます。

分析検査等業務の実施に当たっては、ISO/IEC 17025の考え方により、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、必要な記録の励行と確認、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行うことにより品質保証体制を構築しています。



詳細サイト 詳細につきましては、「品質保証への取組」をご覧ください。

<https://www.famic.go.jp/information/quality/>



② 専門家集団としての現場対応力

立入検査

食品表示法に基づき農林水産大臣から指示を受けて実施する立入検査では、事業場の製造現場や記録を確認して、事業者が法令を遵守しているかどうか検査しています。法令等に抵触する場合には、農林水産省が事業者に対し指示等の措置を行います。

立入検査においては、迅速に対応できるよう、過去の立入検査事例を共有し対応策を話し合う、ロールプレイング研修を行う、製造工程の中で過ちが生じやすい箇所をあらかじめ整理しておく等、事前に万全な準備を行っています。



認定や認証等の検査・調査

試験施設の優良試験所規範（GLP）適合確認

農薬登録申請時に提出される毒性、環境への影響、残留性、物理的・化学的性状等に関する試験成績は、その信頼性を確保するため、GLP適合試験施設で作成されています。FAMICは、農林水産省の指示により、試験施設に対して調査を行い、GLPに従った試験成績の作成及びその記録等の維持・保管状況について確認を行っています。本調査能力の向上にあたっては、内部での研修だけでなく、国内外の研修に参加しています。

なお、FAMICのGLP調査能力は、OECDにより国際水準であると評価を受けています。

飼料の適正製造規範(GMP)適合確認

食品の安全確保は従来の最終製品の検査を中心とする考え方から、工程管理に重点を置いた考え方に変化しており、フードチェーンの一端を担っている飼料も同じ手法を導入しています。FAMICは、飼料工場等を訪れて、原料の受入から製品の出荷までの製造・品質管理の適合性について、手順書、記録、インタビューなどから確認をしています。全ての製造工程管理を把握、チェックするFAMIC審査員の能力を継続的に高め、飼料の安全をより効果的かつ効率的に確保していく取組をしています。

適合性評価機関の認定業務

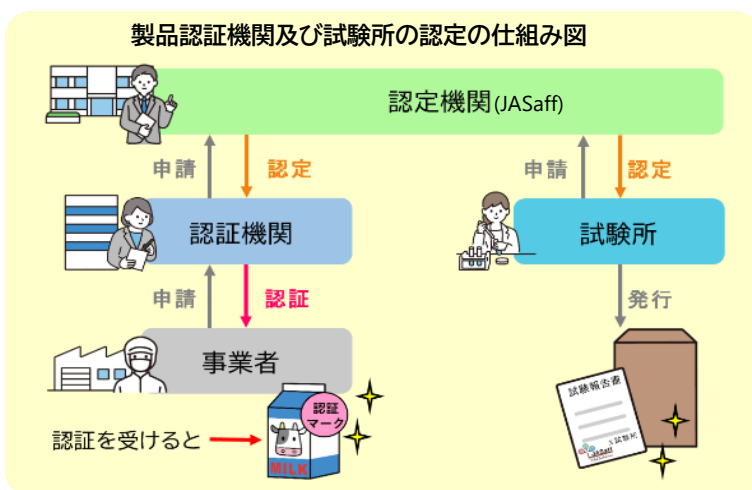
認定センター(JASaff)は、ISO/IEC 17011に基づき農林水産分野の製品認証を行う認証機関、食品分野の試験を行う試験所の認定を行っています。

認証機関や試験所などの適合性評価機関が、適切に認証や試験などの適合性評価を行う能力を有していることを、第三者の立場から審査・認定する機関のことを「認定機関」といい、JASaffはこれにあたります。

JASaffは、認定を希望する製品認証機関や試験所に対し、国際規格であるISO/IEC 17065（製品認証機関）や、ISO/IEC 17025（試験所）への適合性の審査・認定を行います。

また、JASaffは、IAF*（国際認定フォーラム）やAPAC（アジア太平洋認定協力機構）といった国際機関に加盟し、国際相互承認協定に署名しています。認証された製品や、認定された試験所が発行した試験成績書等の国際的な信頼性が高まり、輸出が促進される効果が期待されます。

* IAFとILAC（国際試験所認定協力機構）が統合し、Global Accreditation Cooperation Incorporated（グローバル認定協力機構）が2026年1月1日に発足しました。



国際関係業務

WOAHコラボレーティング・センター

国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health (WOAH)）は、世界の動物の衛生と福祉の向上を目的とした国際機関で、WOAHコラボレーティング・センターは動物衛生に関する科学的知見と技術的支援を得るためにWOAHが認定した検査・研究機関です。FAMICは長年にわたり、家畜飼料・飼料添加物にかかる検査・検定、BSE発生防止のための確認検査及び飼料分析基準（公定法）の策定業務等を実施してきました。これらの活動が認められ、平成21年5月に、世界で初めて飼料分野における「飼料の安全と分析分野」のコラボレーティング・センターに指定されました。

ISOへの取組

国際標準化機構（ISO）で作られる国際標準は、貿易における商品・サービスの信頼性の担保など、大きな役割を担っています。FAMICは、下の表にあるISOの専門委員会（TC: Technical Committee）と分科委員会（SC: Subcommittee）の国内審議団体として、ISO規格に国内意見を的確に反映させるため、国内対策委員会等を設置して国内意見を取りまとめ、必要に応じて国際会議に専門家や職員を派遣しています。

TC34：食品専門委員会

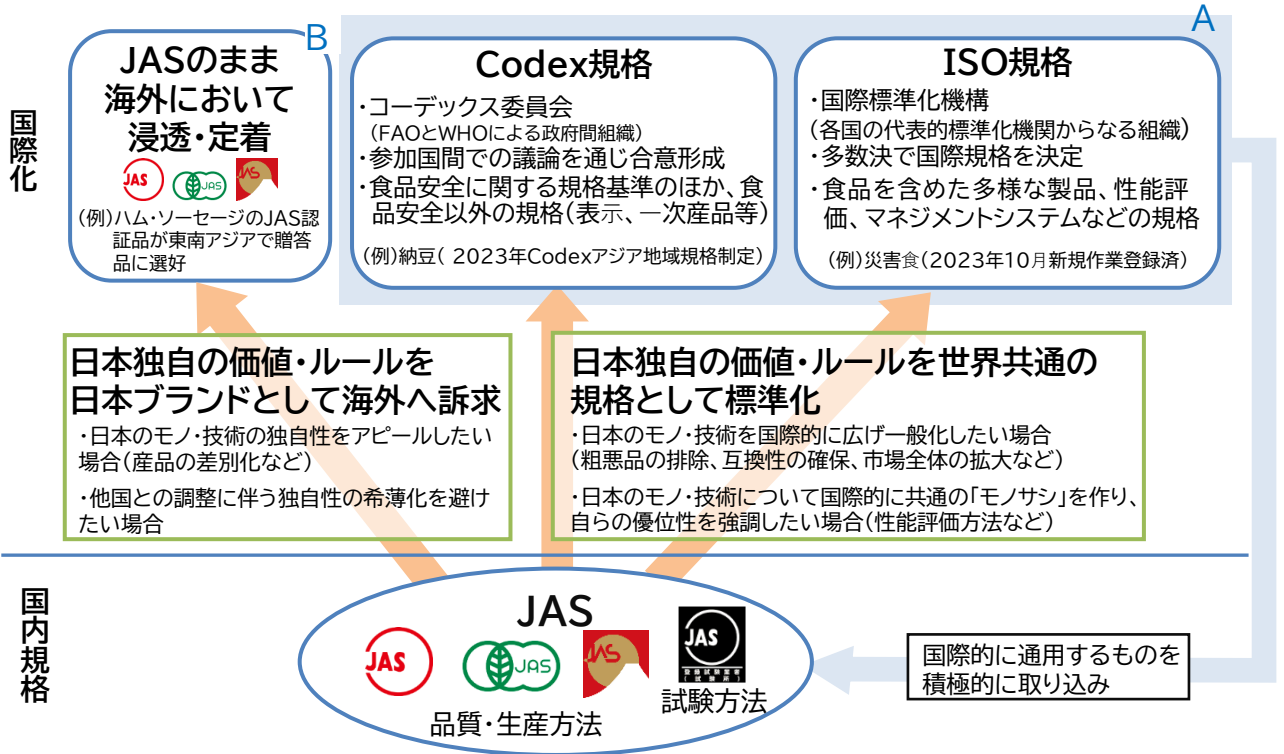
- TC34/SC6：食肉、家きん、魚、卵及びそれらの製品分科委員会
- TC34/SC10：動物用飼料分科委員会
- TC34/SC12：官能分析分科委員会
- TC34/SC16：分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会
- TC34/SC17：食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会

TC218：木材専門委員会

- TC89：木質系パネル専門委員会
- TC89/SC3：合板分科委員会

JASの国際標準化

食品・農林水産品の輸出力強化が課題となる中、海外との取引を円滑に進めるためには、日本の事業者にとって取り組みやすく有利に働く規格の制定・活用が重要となっています。このため、FAMICでは、日本発の規格であるJASと調和のとれた国際規格の制定（下図中A）やJASそのものを海外において浸透させる（下図中B）などの活動を通じて、食品・農林水産品の輸出力強化に貢献しています。



③ パフォーマンス向上のための仕組み

プロセス評価

業務の質の向上に向けて、また、法人評価において目標達成に係る業務上の創意工夫、努力等の過程を適切に評価するため、「プロセス評価」を導入しています。プロセス評価は、業務遂行における創意工夫等を業績評価にプラスして評価するものであり、職員表彰制度と人事評価に連動させることで、職員個々の意識やモチベーションを高め、組織のパフォーマンスの向上を図っています。

工夫

業務遂行上、有効な創意工夫であったか

運営

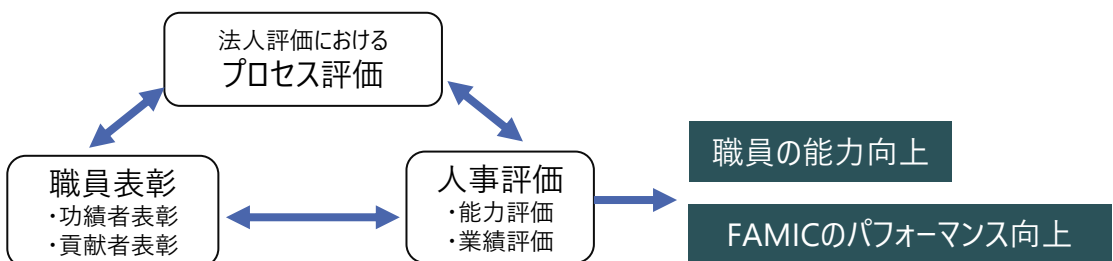
経営資源の有効活用を向上させる取組であったか

貢献

FAMICの社会的評価を客観的に向上させる取組であったか

努力

相当な努力をした取組であったか



やりがいと心理的安全性の確保

仕事のやりがいを感じ、心理的安全性を高めるため、良好・良質なコミュニケーションのある職場づくりへの取組として、スクラムミーティングや1 on 1ミーティングなどを行っています。

また、ストレスチェックを行い、ストレスの要因を分析し、職員がより働きやすくなるよう職場環境の改善にも取り組んでいます。

ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン



ワークライフバランスの実現

全ての職員が働きやすい職場作りを目指し、妊娠・出産・育児・介護に係る両立支援制度や、多様で柔軟な働き方を可能にするためのフレックスタイム・在宅勤務等の各種制度を設けるほか、これら制度の理解及び利用促進に向け、管理職を含めた研修を実施しています。

また、「FAMIC次世代育成支援行動計画」を策定して以下の目標に取り組むとともに、組織全体にワークライフバランスの考え方が広く浸透するよう、超過勤務縮減対策として、定時退庁日（毎週水・金曜日）において、やむを得ず超過勤務を行う場合は、勤務管理者が必要性を確認し、理事長等に理由を含め報告することを徹底しました。さらに、育児休業取得率を上げるために、育児休業から復帰した職員にアンケートを実施し、回答内容について「FAMIC育児休業ハンドブック」に追加しました。

FAMIC次世代育成支援行動計画(抜粋) (R7.4.1～R12.3.31)	目標（計画終了まで）	令和7年実績
育児休業の取得	女性職員 100% 男性職員 85%以上	女性職員 100% 男性職員 87.5%
男性職員の育児参加休暇	配偶者出産休暇 100% 育児参加休暇 100%	配偶者出産休暇 100% 育児参加休暇 87.5%
年次休暇取得日数年間12日以上	100%	90%

多様な人材の活躍

女性がより一層活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画」を策定し、以下の表にある目標に取り組んでいます。また、60歳以降も引き続きFAMICで勤務する職員を対象に、自身のキャリアを振り返り、今後の自分の在り方等を考えることを目的とした研修を実施しました。今後も、年齢や性別にかかわらず、職員が職場で持続的に十分な力を発揮できるよう、取組を行っていきます。

女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画（抜粋） (R3.4.1～R8.3.31)	目標（計画終了まで）	令和7年度実績
新規採用者女性割合	35%以上	63.6%
役員に占める女性割合13%以上	13%以上	33.3%
管理職に占める女性割合	6.9%以上	9.2%

* ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンとは、人材の多様性を認め、公平な機会が与えられ、受け入れて活かすことを意味します。



SDGsへの主な貢献

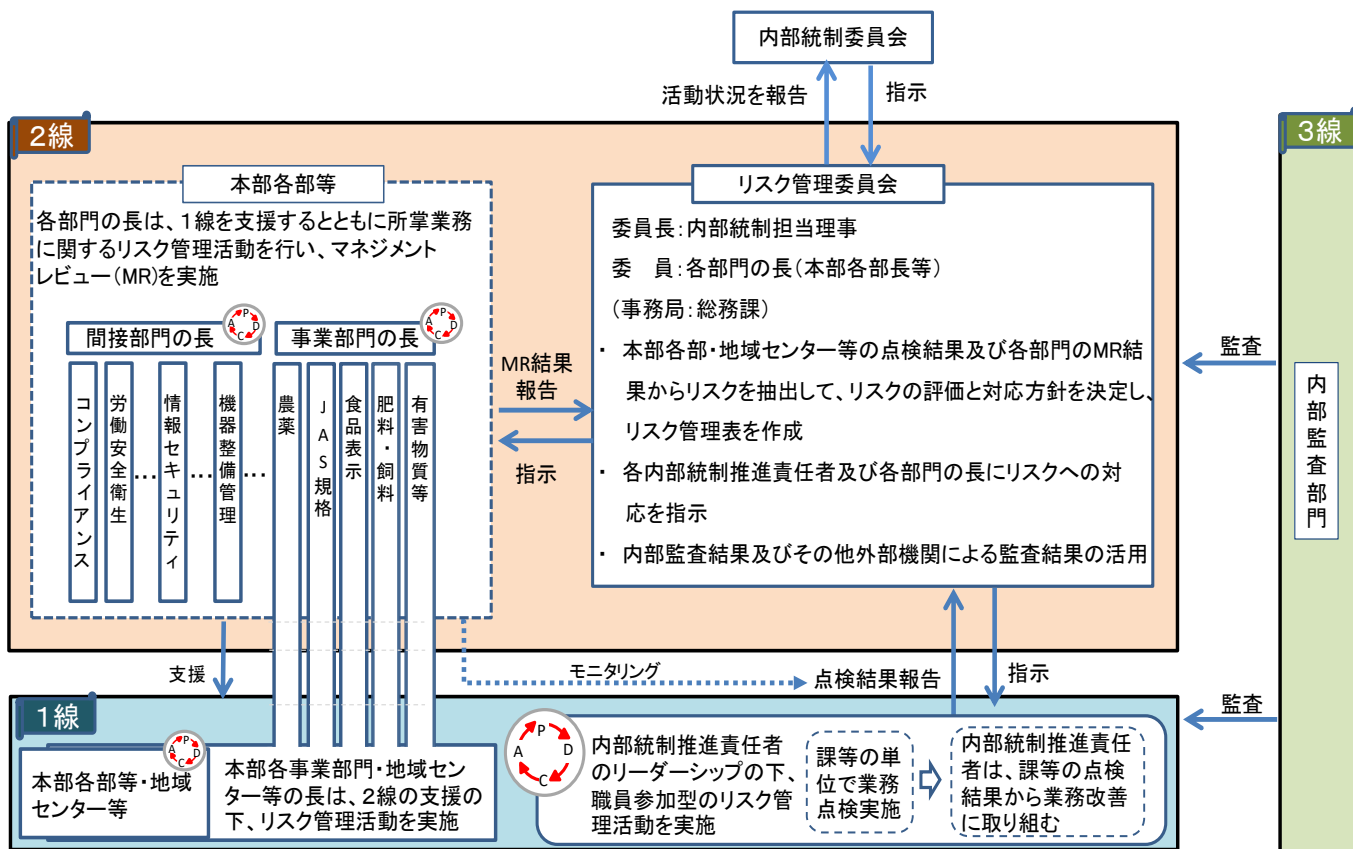
- リモートワーク環境などワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、女性のキャリアアップや育児との両立をテーマとした座談会を実施する等、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンの取組を強化

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

FAMICは、業務方法書第98条に基づき、識別したリスクを評価し、これらを適切かつ効果的に管理・モニタリングするため、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は、リスク評価・対応方針及びリスク管理について検討及び審議を行い、その結果を内部統制委員会に報告しています。

理事長の指揮の下、効率的・効果的な業務運営を推進するため、スリーラインディフェンス※の考え方に基づきリスク管理を実施しています。リスク管理の仕組みは以下のとおりです。



※スリーラインディフェンス

リスクとコントロールの有効な管理のためには、理事長の指揮の下で、3つの別々のグループ（1線、2線及び3線）が必要だという考え方を前提として役割と職務を明確にすることにより、リスクマネジメントとコントロールへの理解を深めることを目的としています。

- 1線：リスクとコントロールを所有し管理します。本部各部、地域センター等の業務実施部門が該当します。
- 2線：1線を支援してリスクとコントロールをモニターします。企画調整部、総務部及び情報システム・セキュリティ統括官（チーム）と、地域センター等の事業を統制する本部の各事業部及びリスク管理委員会が該当します。
- 3線：リスクマネジメントとコントロールの有効性に関して理事長に独立的なアシュアランスを提供する内部監査を行います。業務監査室が該当します。



詳細につきましては、「業務実績等報告書」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



詳細につきましては、「業務方法書」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhouhoukyo.pdf



(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 事故・災害等の緊急時に関する対応状況

FAMICは、防災業務計画及び業務継続計画（BCP）を定め、計画に基づく訓練等を行うことにより、災害時の防災体制や農林水産省等との協力体制を整備し、災害発生時にも業務を円滑に継続する体制を整備しています。また、これらの計画を随時見直すことで、事故・災害等の緊急時に発生するリスクに備えています。

具体的には、令和7年度は、有事に混乱が生じるリスクに対し、本部及び地域センターで緊急連絡網を更新するとともに安否確認訓練等の防災避難訓練を実施しリスクへの対応を強化しました。

② 情報セキュリティインシデント発生時の対応状況

FAMICは、保有する情報の安全性を確保し維持するため、情報セキュリティ対策の基本的な方針及び基準を定め、情報セキュリティの確保及びその強化・拡充を図っています。

また、保有する情報及び利用する情報システムに係る脅威の発生の可能性及び顕在時の損失等を分析し、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じています。

具体的には、令和7年度は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」（令和5年7月4日・サイバーセキュリティ戦略本部）に準拠するよう内部規程を整備・見直しするとともに、職場内連絡ツールによる不審メールの注意点の周知、標的型攻撃メール訓練、インシデント発生想定訓練等の実施により、リスクへの対応を強化しました。また、Web会議や在宅勤務制度に対応するICTソフトウェアに関する情報セキュリティのリスクを識別し、引き続き情報セキュリティ教育を実施し、リスクへの対応を強化しています。

③ 業務の執行に関する課題・リスクへの対応状況

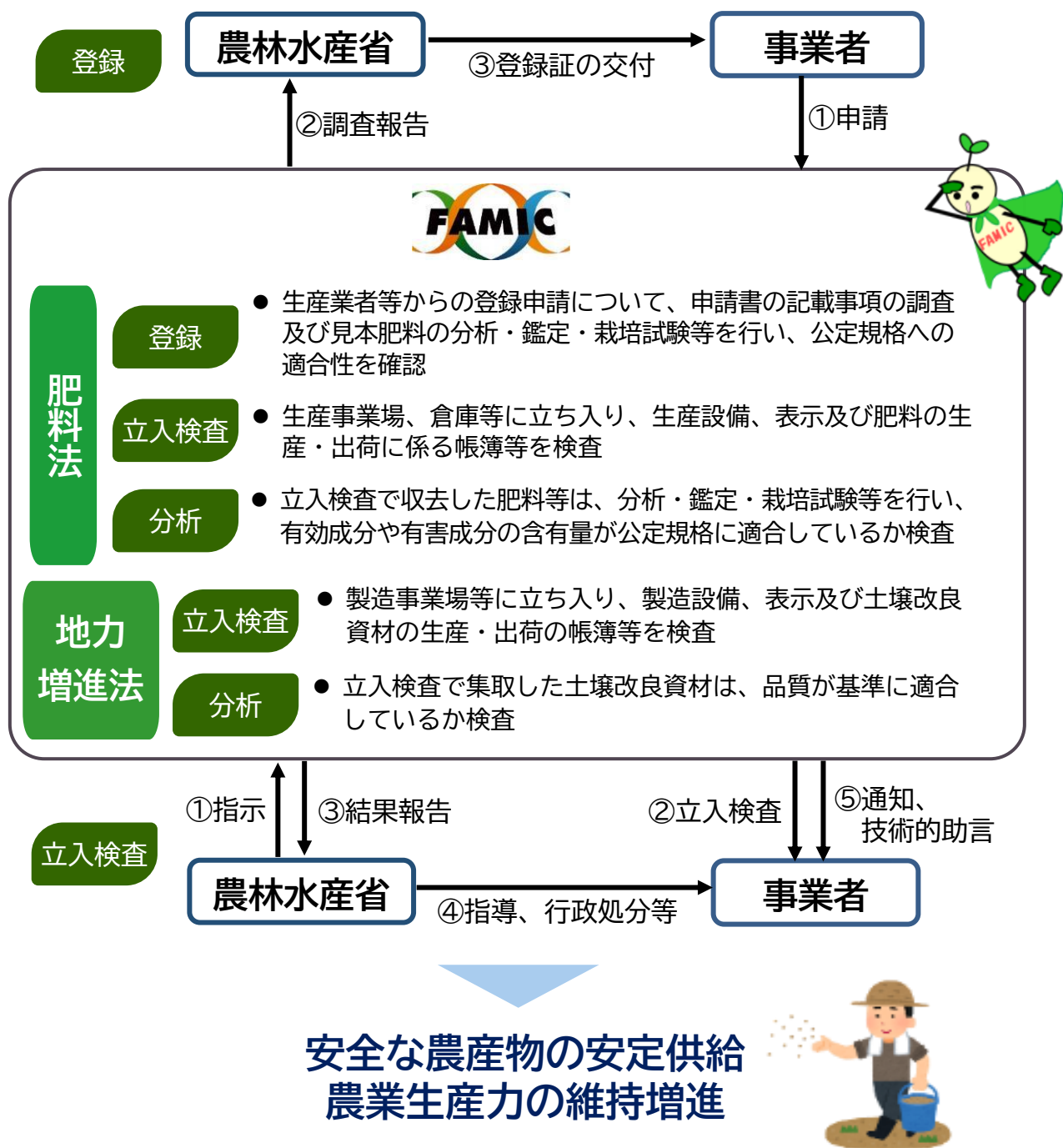
令和7年度に、リスク管理委員会が業務の執行に関する主なリスクとして評価、整理したリスクは以下のとおりです。リスク管理委員会は、これらリスクへの対応方針を決定し、モニタリングすることで、リスクへの対応を強化しました。

リスク一覧（令和7年度）

主なリスク・課題	対応
物価高騰への対応	・効率的な予算執行に努めるとともに、創意工夫により事業計画達成を図る
農薬再評価への対応	・審査業務の効率化を図るとともに人員配置の見直し、新規採用等による人員の補充を検討。また、PC増設、マルチディスプレイの整備等によりテレワーク環境を改善
施設・設備の整備	・業務に支障が生じないよう、耐用年数や現状に応じて適宜、更新、修繕・修理等を実施
分析機器の整備	・包括的な分析機器の更新に係る計画策定の要否を検討。使用頻度の低い機種は、集約して設置し、共用を検討。法に基づく行政処分等の判断に使用する機器については、共有合理化等の影響を検討
技術力の維持・人材確保	・共同研究や論文投稿等の外部発信を推進。外部有識者と連携できる仕組みを検討 ・営繕に関する継続的な人材育成方法の検討。庁舎・設備の老朽は、業務運営上大きなリスクとなりつつあるため、専門知識、経験等を有している職員を直ちに採用することについて検討
名古屋センターが入居する名古屋農林総合庁舎の廃止	・東海・北陸地域の業務に支障が生じないよう、業務継続に向け、移転先のセンターにおける改修工事の進捗管理、引っ越し準備、移転後の業務体制を検討
情報漏洩への対応	・事案の原因を究明し、改善策を検討、課等を単位とする緊急点検を実施、改善策を周知徹底 ・課等を単位とする業務点検において、フォローアップを実施

9. 業績の適正な評価の前提情報と業務実績

(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務



SDGsへの主な貢献

- 農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に貢献
- 廃棄物の発生の低減及び持続可能な食料生産システムの確保に貢献

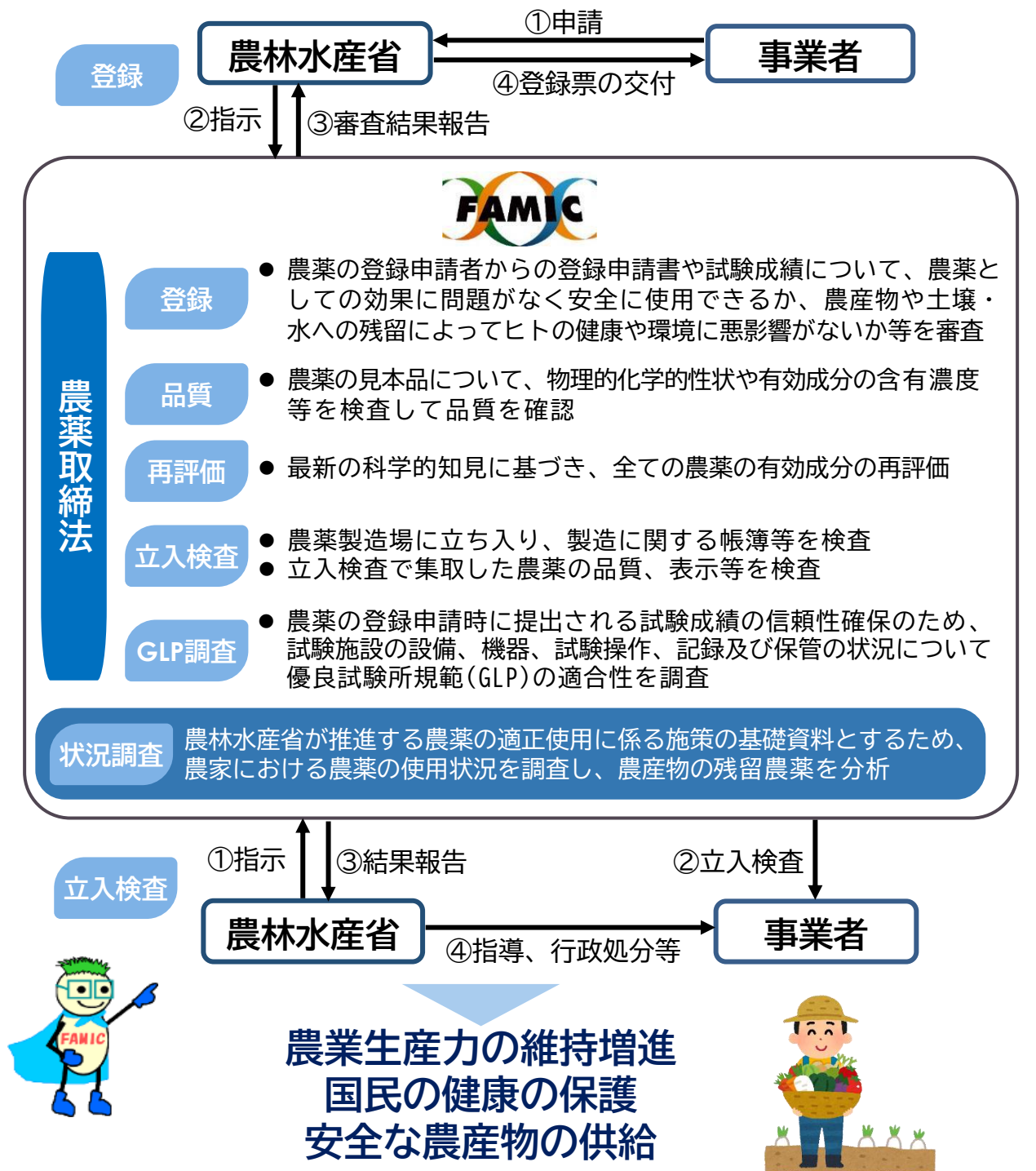
詳細サイト

肥料関係業務については、FAMICホームページで公表しています。

https://www.famic.go.jp/information/business_guidance/01_hiryo/



(2) 農薬関係業務



SDGsへの主な貢献

- 農薬の登録や再評価に係る審査、農薬製造場への立入検査、試験施設へのGLP調査を行い、農業生産の安定と国民の健康の保護に貢献
- 経済協力開発機構 (OECD)、国際農薬分析法協議会 (CIPAC) 等の国際会議への参加及び技術的知見の提供により、農薬の登録制度に関する国際調和に貢献

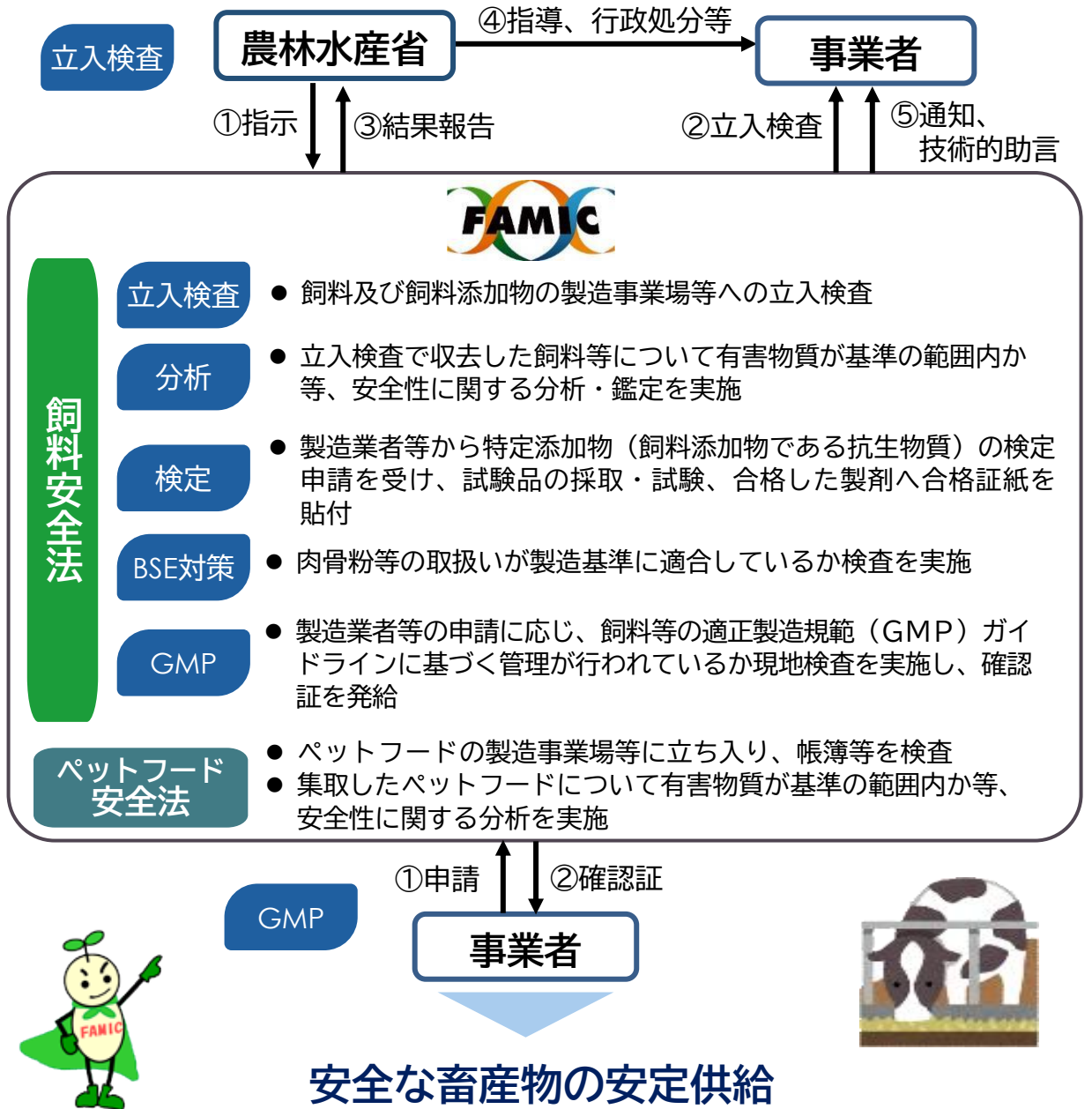


詳細サイト 農薬関係業務については、FAMICホームページで公表しています。

<https://www.acis.famic.go.jp/acis/gyomu.htm>



(3) 飼料及び飼料添加物関係業務



SDGsへの主な貢献

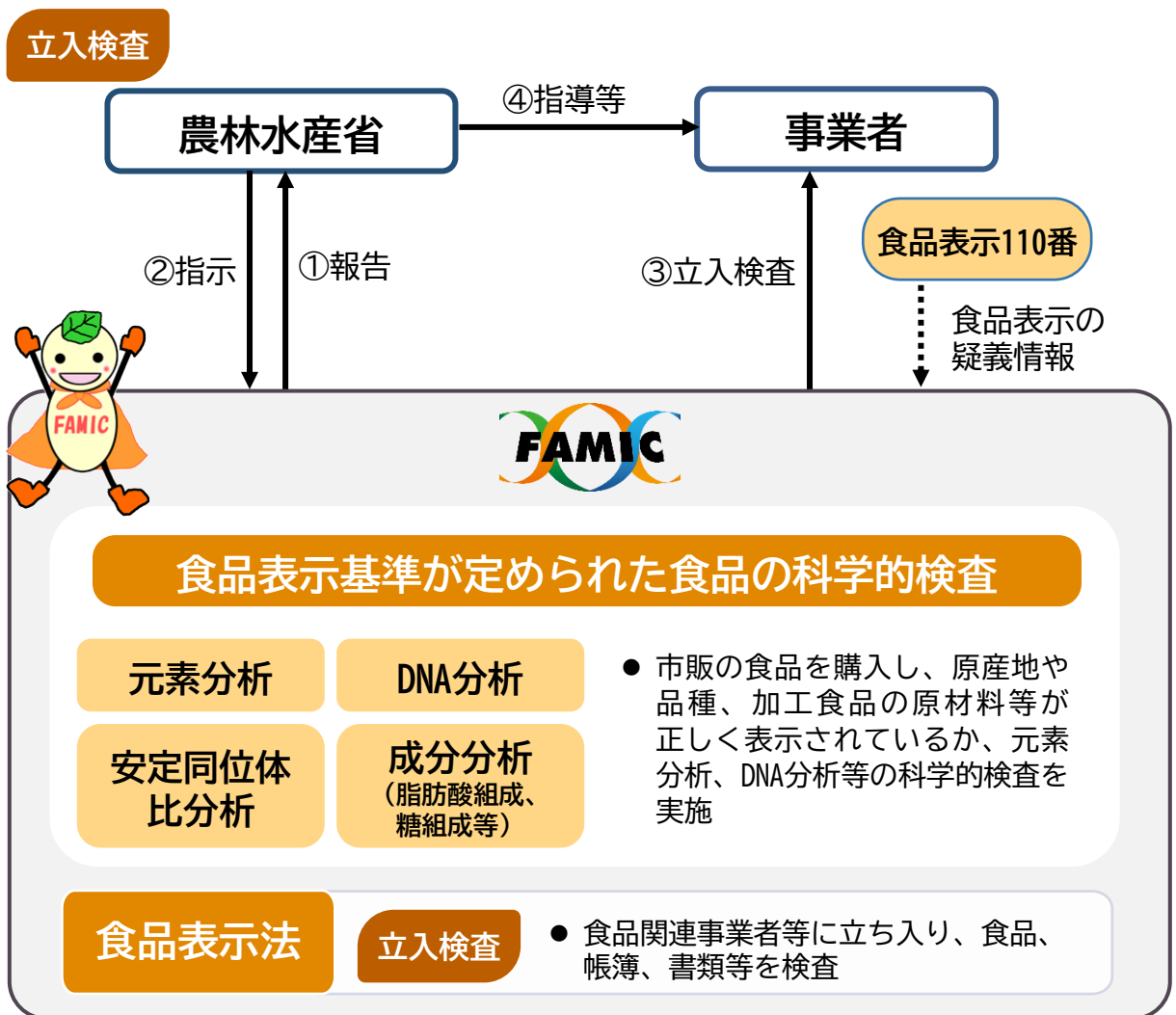
- 飼料等の立入検査等を行い、安全な畜産物の生産に貢献
- エコフィード（食品循環資源利用飼料）認証制度に係る製造基準等適否確認の実施、回収食用油再生油脂に係る確認検査を通して廃棄物の有効利用による畜産物の生産に貢献
- 有害な試薬を使わない公定法の開発を行い、試験者の健康保護と有害な化学物質の環境への排出低減に貢献
- WOAHコラボレーティング・センターとして世界の飼料安全の確保に向け、技術の標準化・普及等に貢献

詳細サイト 飼料関係業務については、FAMICホームページで公表しています。

https://www.famic.go.jp/information/business_guidance/03_shiryo/



(4) 食品表示の監視に関する業務



食品表示の適正化 消費者の利益の増進



12

つくる責任
つかう責任



SDGsへの主な貢献

- 食品表示の適正化により食品の生産や流通の円滑化、消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することで、持続可能な生産消費形態の確保に貢献

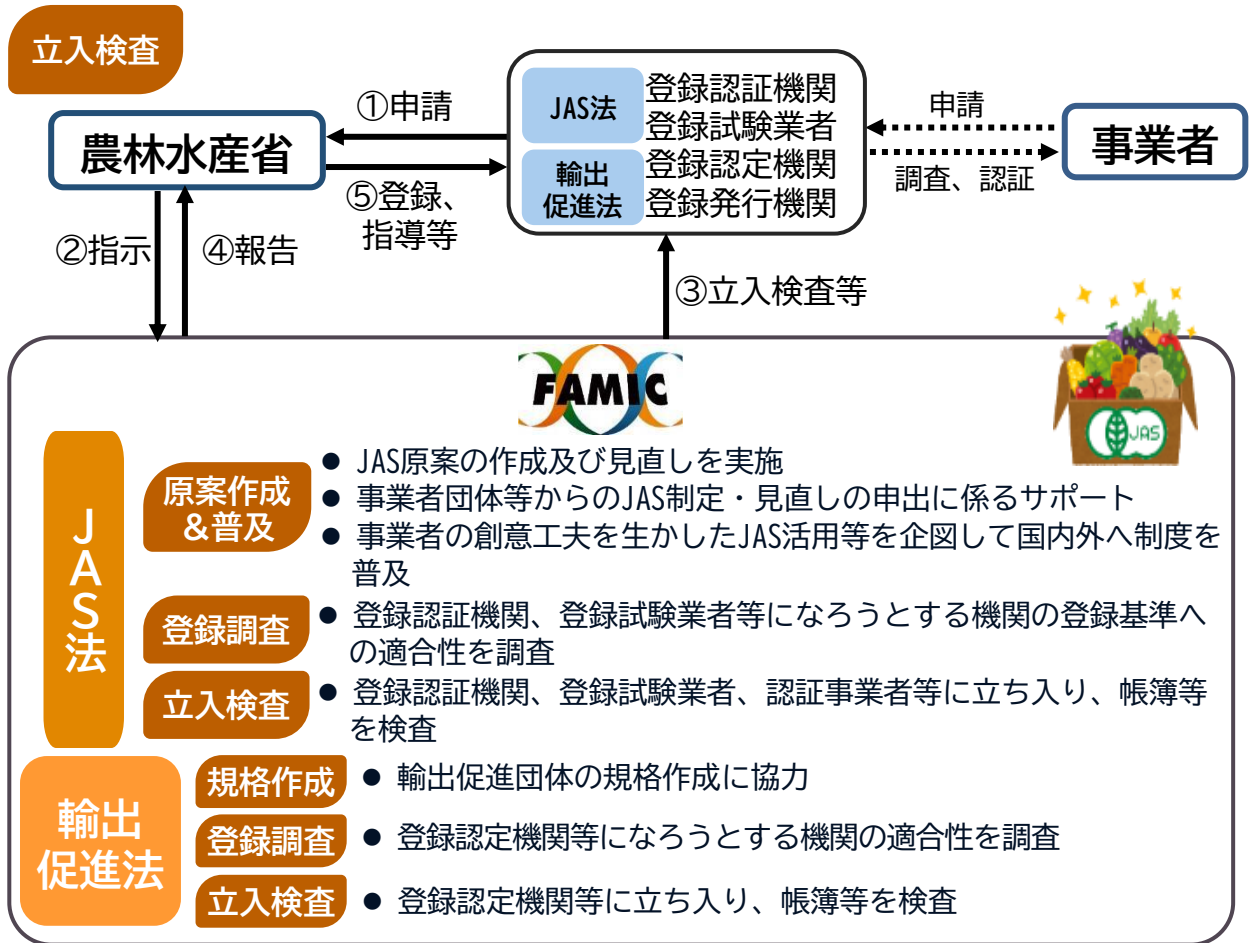
詳細サイト

食品表示関係業務については、FAMICホームページで公表しています。

https://www.famic.go.jp/information/business_guidance/04_labeling



(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務



- 国際規格に基づき、農林水産分野における認証機関や試験所を認定



**農林水産業及び食品産業等の持続的発展
消費者の利益の保護**



SDGsへの主な貢献

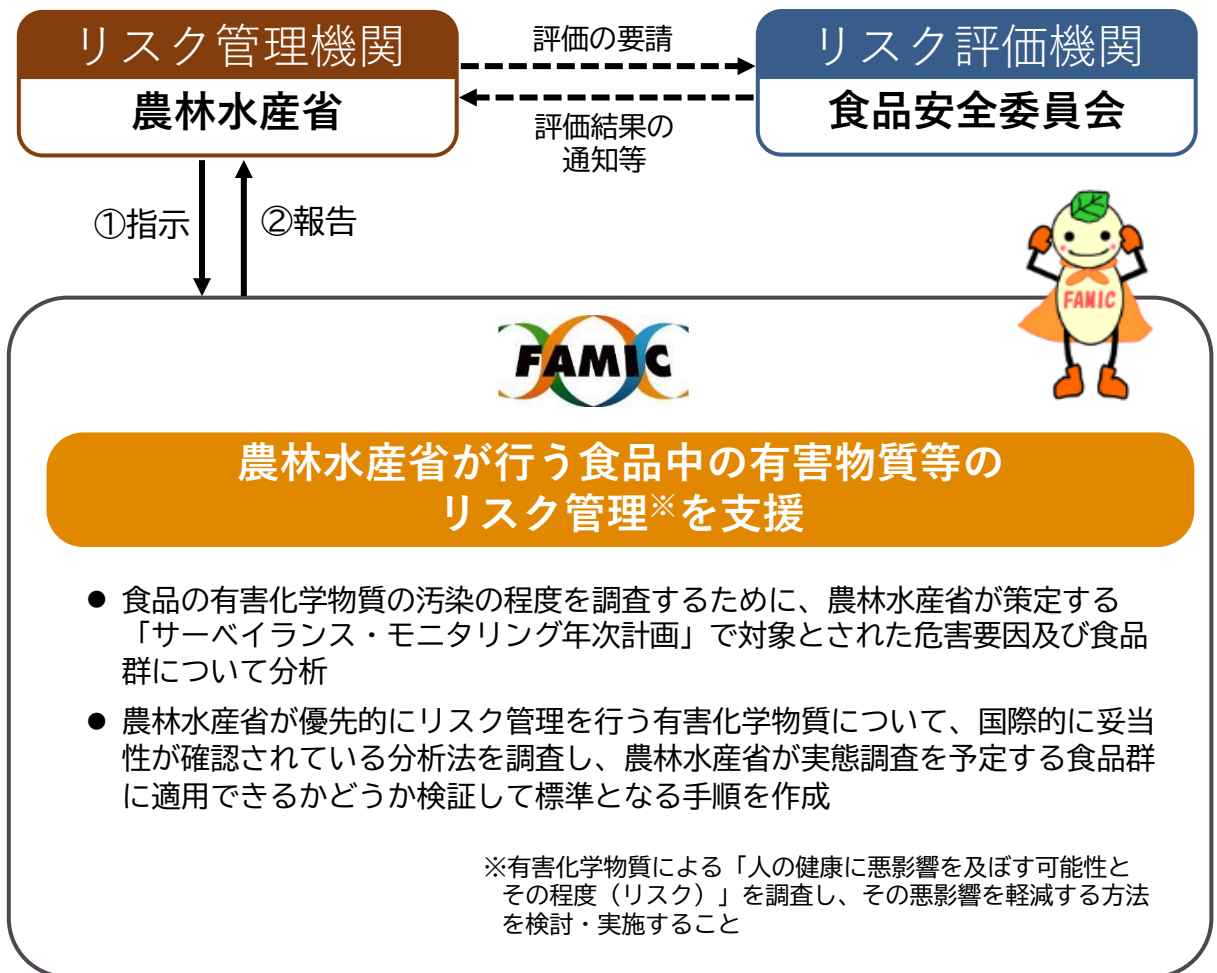
- JASの制定、規格の国際標準化、JAS法に基づく検査、FAMIC認定制度の実施（JASaff認定）により、経済発展と福祉を支える持続可能で強靱なインフラを整備
- 農林水産物及び食品の輸出促進によって、輸出額を拡大し、国民の所得増加に貢献
- 林産物に係る輸出促進団体が実施する日本産製材輸出標準の策定をサポートすることにより、森林の持続可能な経営に貢献
- オーガニック水産物生産者による継続的な活動を通じて、海の汚染を減らす養殖の発展に貢献
- 農産物の機能性成分など強みのアピールや農福連携などの取組の推進により、生産者の所得増加に貢献



詳細サイト JAS関係業務については、FAMICホームページで公表しています。
https://www.famic.go.jp/information/business_guidance/05_jas



(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務



食品の安全性を向上



SDGsへの主な貢献

- 実態データが不足している危害要因の情報収集や、国のサーベイランス・モニタリング計画に基づく分析業務を通して食品の安全性向上に貢献



リスク管理に資するための有害物質の分析関係業務については、FAMICホームページで公表しています。

https://www.famic.go.jp/information/business_guidance/06_risk/



(7) その他の業務

■ 情報発信

広報誌「大きな目小さな目」では、FAMICの業務や食にまつわる情報をお届けしています。また、メールマガジンでは、FAMICホームページの新着情報、行事・講習会の情報のほか、各府庁省の報道発表資料、その時々のお話等の情報を掲載し、月3回以上配信しています。

パンフレット等は38ページの「16. 参考情報」に掲載しています。

■ 講師派遣

事業者や地方公共団体等からの依頼を受け、各種講習会への講師派遣を行っています。農業生産資材及び食品の品質や安全性に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など生産者、事業者等の関心の高い情報を様々な方法によりわかりやすく提供しています。



詳細サイト

講師派遣については、FAMICホームページで公表しています。

<https://www.famic.go.jp/docs/reference/koushihaken/>



■ 消費者等との交流

【イベントへの出展】

農林水産省「消費者の部屋」で「農薬ってどんなもの？～農業の中で果たす役割や安全性を守る仕組み～」の展示を行ったほか、「こども霞が関見学デー」、「関東農政局夏休み親子見学デー」への会場参加及びWeb出展、「農林水産祭 実りのフェスティバル」への出展（パネル展示）及び「アグリビジネス創出フェア」への出展を行っています。



「こども霞が関見学デー」会場参加

【農薬検査部の一般公開・常設展示室】

農薬や農薬の安全性審査について身近に感じていただけるよう常設展示室を開設し、業務内容のパネル、農薬の空容器や農薬関係資材の実物を展示しています。令和7年度は一般公開を開催し、職員による講義「ちょっと気になる農薬のはなし」を行いました。

■ 国際協力

農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請について、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行っています。

今年度の海外研修員の受入れと専門家の海外派遣の一部については、5ページの「2. 令和7年度のトピックス（主な成果・業績）」に記載しています。

ODA寄附講座

農林水産省の「アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業」の一環として、ASEAN諸国の農業・食品系の主要な大学に寄附講座が開設されています。FAMICは、食品分析に関する専門講座を担当し、「試験方法JAS」をテーマに講義や実習を行っています。



SDGsへの主な貢献

- 食品の表示、JAS、農業生産資材に関する情報を講習会、ホームページ、広報誌、メールマガジン、SNS、イベント等を通じて提供し、事業者の技術力向上や消費者への食の安全に関する知識の向上等に貢献
- 国際協力専門家としての職員の海外派遣や海外からの研修生の受入を通して海外諸国の技術能力及び食品の安全性の向上に貢献



詳細サイト

主な指標に対する業務実績については、「業務実績レポート」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/sonota/gyoumu-jisseki/



10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和7年度も、法人の長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組の結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

（単位：百万円）

評価項目	評定 (※)	行政コスト
全体の評定	A	
項目別評定		
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	A	696
② 農薬関係業務	A	1,053
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	B	858
④ 食品表示の監視に関する業務	A	1,396
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A	1,126
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	179
⑦ その他の業務	B	473
II 業務運営の効率化に関する事項		
① 業務運営コストの縮減	A	
② 人件費の削減等	B	
③ 常勤職員数の削減等	—	
④ 調達等合理化の取組	B	
⑤ 情報システムの整備及び管理	B	
III 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	B	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	
IV その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	B	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,183
合計		6,963

（注1）各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがあります。

（注2）評定区分

S：法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

(2) 主務省令期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
評定(※)	—				

【参考】令和2年度から令和6年度までの5年間の総合評定

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評定	A	A	B	B	B
理由	過年度における項目別評定はA、Bであり、全体的にはB評定が大部分であることから、おおむね事業計画における所期の目標を達成している。				

※評定区分

S：法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。



詳細サイト 詳細につきましては、「業務実績等報告書」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



11. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,781	6,781	
施設整備費補助金	510	395	※A
受託収入	2	5	
諸収入	42	61	
前年度よりの繰越金	-	-	
計	7,334	7,242	
支出			
業務経費	779	786	
施設整備費	510	395	※A
受託経費	2	5	
一般管理費	629	630	
人件費	5,415	5,373	
計	7,334	7,188	

注：単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※A：(差額理由) 令和7年度横浜事務所排ガス処理装置改修工事を、令和8年度へ繰越したため、収入及び支出が減となっています。



詳細サイト 詳細につきましては、「決算報告書」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesan_houkou/



12. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	1,559	流動負債	1,502
現金・預金等(* 1)	1,081	未払金・預り金等	1,062
引当金見返	439	引当金	440
その他	39	固定負債	5,693
固定資産	12,016	資産見返負債	633
有形固定資産	7,245	引当金	4,760
引当金見返	4,760	その他	300
その他	11	負債合計	7,195
		純資産の部(* 2)	金額
		資本金	10,110
		政府出資金	10,110
		資本剰余金	△3,789
		利益剰余金	59
		純資産合計	6,380
資産合計	13,575	負債純資産合計	13,575

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

	金額
損益計算書上の費用	6,859
経常費用(* 3)	6,859
臨時損失(* 4)	0
その他行政コスト(* 5)	104
行政コスト合計	6,963

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常費用(* 3)	6,859
調査指導業務費	5,719
人件費	4,692
減価償却費	149
その他	878
一般管理費	1,141
人件費	907
減価償却費	5
その他	228
財務費用	-
経常収益	6,915
運営費交付金収益	5,826
事業収益等自己収入	65
その他	1,025
臨時損失(* 4)	0
臨時利益	0
当期純利益(* 6)	56
前事業年度繰越積立金取崩額	1
当期総利益	57

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	純資産合計
当期首残高	10,110	△4,135	139	6,114
当期変動額				
固定資産の取得	-	450	-	450
その他行政コスト (* 5)	-	△104	-	△104
国庫納付金の納付	-	-	△137	△137
当期純利益 (* 6)	-	-	56	56
当期末残高 (* 2)	10,110	△3,789	59	6,380

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	109
人件費支出	△5,563
運営費交付金収入	6,781
事業収益等自己収入	66
その他収入・支出	△1,174
投資活動によるキャッシュ・フロー	135
資金増加額 (又は減少額)	245
資金期首残高	836
資金期末残高 (* 7)	1,081

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

	金額
資金期末残高 (* 7)	1,081
定期預金	-
現金及び預金 (* 1)	1,081

注：各表において、単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

財務諸表内の (* 1) ~ (* 7) は、各表における同一科目・項目の対応関係を示しています。

詳細サイト



詳細につきましては、「財務諸表」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou/



13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末の資産合計は13,575百万円と、前年度末比776百万円増（前期は12,799百万円）となっています。これは、現金及び預金が245百万円増（29.3%増）となったこと、建物が294百万円増（13.3%増）となったこと、工具器具備品が89百万円増（22.4%増）となったことが主な要因です。

負債合計は7,195百万円で、前年度末比510百万円増（前期は6,685百万円）となっています。これは、資産取得にかかる経費等の未払金が330百万円増（47.0%増）となったこと、資産見返負債が27百万円増（4.4%増）となったこと、引当金が146百万円増（3.2%増）となったことが主な要因です。

純資産合計は、6,380百万円であり、資本金（政府出資金）10,110百万円、資本剰余金△3,789百万円、利益剰余金は59百万円となります。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、6,963百万円となり、そのうち損益計算書上の費用は、6,859百万円、その他行政コストは104百万円となっています。

(3) 損益計算書

経常費用は6,859百万円と、前年度比19百万円増（0.3%増）となっています。これは、外部委託費が前年度比79百万円増（83.0%増）及び保守修繕費が134百万円減（29.0%減）となったことが主な要因です。

当期総利益は57百万円（人件費:42百万円、物件費:16百万円）と、前年度比81百万円減（前期は139百万円）となっています。これは、運営費交付金収益が前年度比112百万円減少したことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度末の純資産は、当期総利益57百万円を計上した結果、6,380百万円となりました。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度の業務活動によるキャッシュ・フローは109百万円と、前年度比292百万円減（前期は401百万円）となっています。これは、人件費支出が246百万円増（4.6%増）、国庫納付金の支払額が82百万円減（37.5%減）となったことが主な要因です。

投資活動によるキャッシュ・フローは135百万円と、前年度比286百万円増（前期は△150百万円）となっています。これは、施設費による収入が331百万円増（前期は61百万円）となったことが主な要因です。

14. 内部統制の運用に関する情報

FAMICは、理事長及び理事の職務の執行が、通則法、センター法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備・運用に関する事項を業務方法書に定めています。主な項目とその運用状況は次のとおりです。

（1）内部統制に関する事項（業務方法書第93条、第95条、第97条）

FAMICは、理事長の意思決定を補佐するため設置する役員会において、内部統制に関する重要事項を審議するとともに、内部統制の推進等を目的として内部統制委員会を設置しています。

令和7年度は、内部統制委員会を2回開催し、リスク管理委員会に対して、物価高騰、DX、農薬再評価、名古屋センターの入居する名古屋農林総合庁舎の廃止、情報漏えい等に係るリスク低減の対応を指示する等、内部統制の推進を図りました。

また、役員会において、個人情報漏えいを防止するため、令和8年1月に「情報漏洩撲滅緊急対策本部」を設置することを決定し、必要な対応を指示する等個人情報漏えいの防止に努めています。

（2）リスク評価と対応に関する事項（業務方法書第98条）

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、リスクへの適切な対応を可能とするため、リスク管理委員会を設置しています。

令和7年度は、リスク管理委員会を10回開催し、各業務で識別、評価したリスクについて、対応方針を決定して管理しました。また、職員の内部統制・リスク管理に関する理解を深め、活動への参加意識の醸成を図ることを目的として、e-ラーニング方式による教育研修を実施しました。

（3）監事監査に関する事項（業務方法書第101条）

FAMICは、通則法第19条第4項の規定に基づき、監事による法人の業務に対する監査が適切に実施されるよう、監事監査の実効性を確保するための体制を整備しています。

令和7年度は、監事補佐として、業務監査室の職員2名を指名し、監事監査の体制を維持するとともに、監事との連携強化を図り、監事監査及び独立行政法人・特殊法人等監事連絡会等※に係る事務を行いました。

※ 独立行政法人、特殊法人等の監事等が持つ監査機能を充実し、業務運営の適正化・効率化に資するために、独立行政法人等の監事等により構成された団体で、総務省と連携を図りながら会員相互の連絡協議及び調査研究等を行っています。

（4）内部監査に関する事項（業務方法書第102条）

理事長は、FAMICの業務運営の合理化、諸規程の実施状況等に関する事項について、業務監査室職員に命じて内部監査を実施させ、その結果及び改善措置状況を報告させています。

なお、令和7年度の内部監査では、軽微な不適合7件が検出されました。

（5）入札・契約に関する事項（業務方法書第104条）

入札・契約の透明性を担保し、調達等の合理化における自律的かつ継続的な取組に関する点検を行うため、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会を設置しています。

令和7年度は、契約監視委員会を2回開催し、入札及び契約の妥当性等について審議及びフォローアップを行うとともに、当該委員会の審議概要をホームページで公表しました。

（6）予算の適正な配分に関する事項（業務方法書第105条）

運営費交付金を原資とする予算を適正に配分するための体制を整備し、その評価結果をFAMIC内部の予算配分等に反映する仕組みを設けています。

令和7年度は、役員会で3か月ごとに予算の執行状況を確認し、予算執行状況を踏まえた予算の再配分を行いました。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

(旧農林水産消費技術センター関係)

平成3年4月	農林水産省農林規格検査所から農林水産省農林水産消費技術センターに改組
平成13年4月	独立行政法人農林水産消費技術センター として設立

(旧肥飼料検査所関係)

昭和38年1月	農林省肥料検査所と農林省飼料検査所が統合して農林省肥飼料検査所となる
平成13年4月	独立行政法人肥飼料検査所 として設立

(旧農薬検査所関係)

昭和22年6月	農林省農薬検査所設置
平成13年4月	独立行政法人農薬検査所 として設立

平成19年4月	上記3法人を統合して 独立行政法人農林水産消費安全技術センター として設立
平成27年4月	独立行政法人の分類が「特定執行法人」から「行政執行法人」となる。 (独立行政法人は「特定独立行政法人」「特定独立行政法人以外の独立行政法人(非特定独法)」の2つに分類されていたが、新制度の導入により「中期目標管理法人」「国立研究開発法人」「行政執行法人」の3つに分類された。)

(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

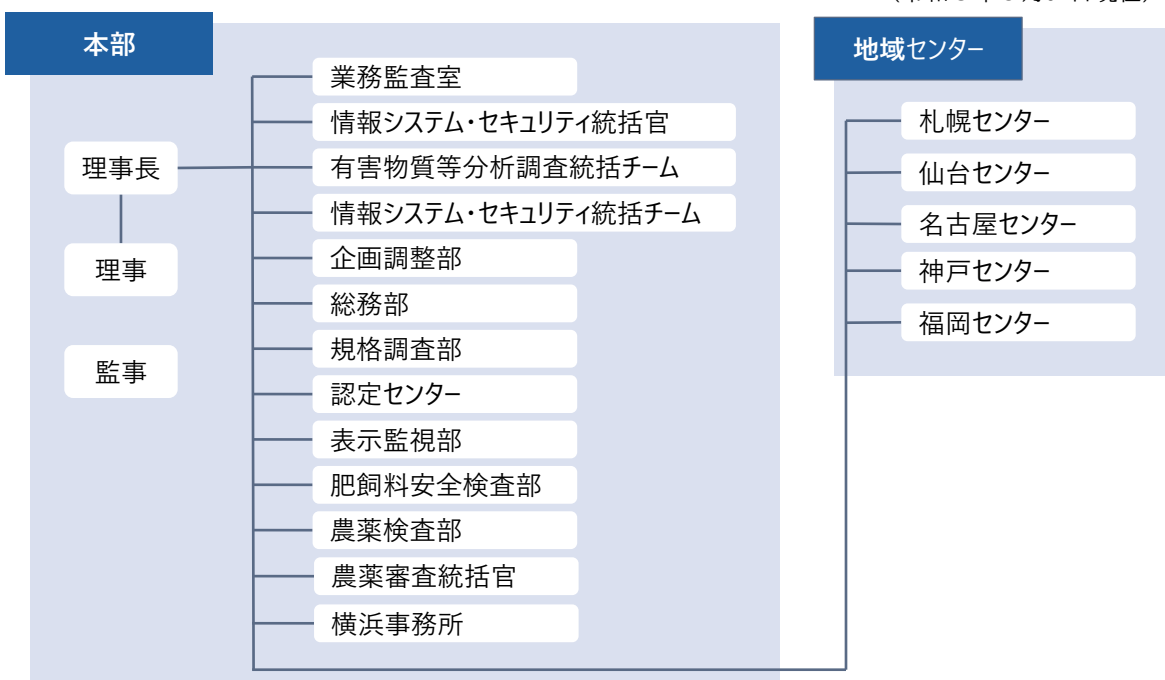
独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成11年法律第183号）

(3) 主務大臣

農林水産大臣

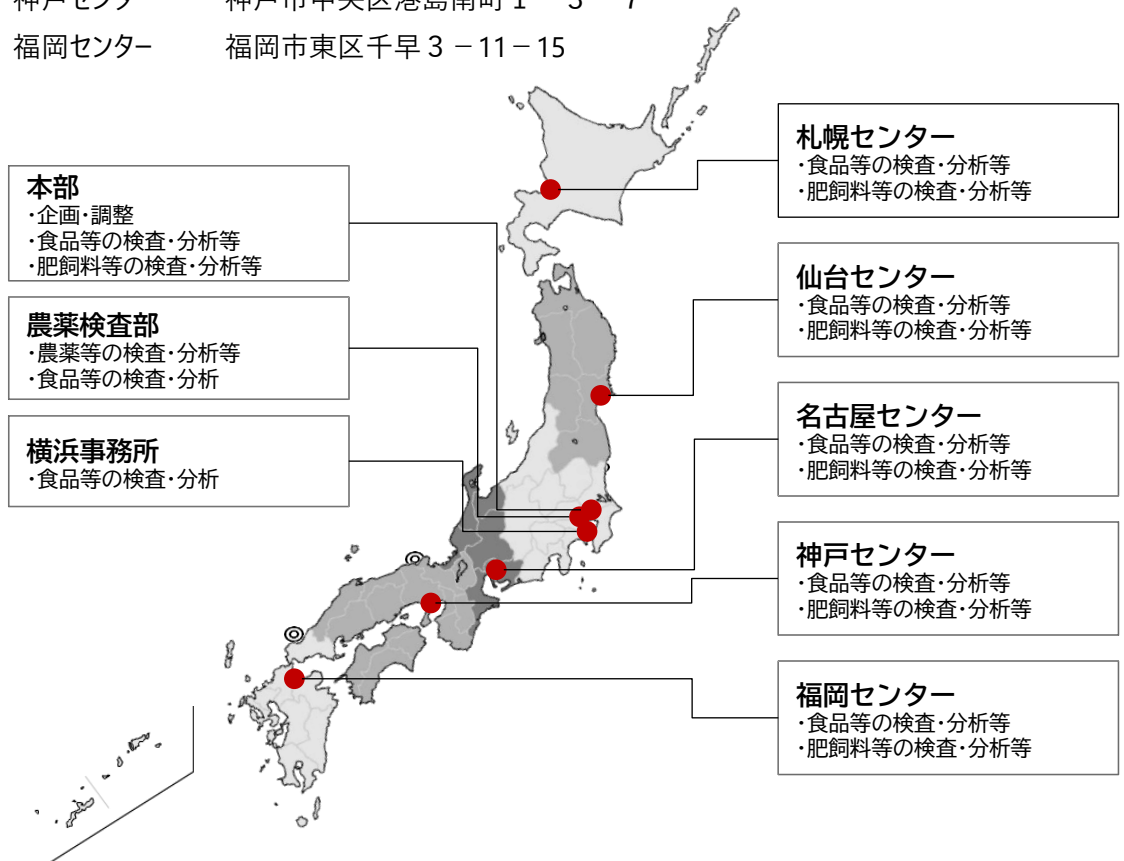
(4) 組織図

(令和8年3月31日現在)



(5) 事務所（従たる事務所を含む）の所在地

本部	さいたま市中央区新都心 2 - 1 さいたま新都心合同庁舎検査棟
農薬検査部	東京都小平市鈴木町 2 - 772
横浜事務所	横浜市中区北仲通 5 - 57 横浜第 2 合同庁舎
札幌センター	札幌市北区北10条西 4 - 1 - 13 道新北ビル 札幌市中央区大通西10-4-1 札幌第 2 合同庁舎
仙台センター	仙台市宮城野区五輪 1 - 3 - 15 仙台第 3 合同庁舎
名古屋センター	名古屋市中区三の丸 1 - 2 - 2 名古屋農林総合庁舎 2 号館
神戸センター	神戸市中央区港島南町 1 - 3 - 7
福岡センター	福岡市東区千早 3 - 11 - 15



(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況

特定の関連会社及び関連公益法人は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
資産	12,321	12,471	12,519	12,799	13,575
負債	6,164	6,191	6,273	6,685	7,195
純資産	6,156	6,280	6,246	6,114	6,380
行政コスト	6,755	6,628	6,890	6,940	6,963
経常費用	6,581	6,465	6,740	6,840	6,859
経常収益	6,766	6,885	6,900	6,976	6,915
当期総利益	188	423	219	139	57

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区 別	金額
収入	
運営費交付金	7,100
施設整備費補助金	93
受託収入	3
諸収入	45
前年度よりの繰越金	-
計	7,240
支出	
業務経費	794
施設整備費	93
受託経費	3
一般管理費	613
人件費	5,737
計	7,240

② 収支計画

(単位：百万円)

区 別	金額
費用の部	7,888
経常費用	7,888
人件費	5,737
業務費	640
受託経費	3
一般管理費	607
減価償却費	129
賞与引当金繰入	423
退職給付費用	349
財務費用	-
臨時損失	-
収益の部	7,887
運営費交付金収益	6,938
受託収入	3
諸収入	45
繰延運営費交付金(資産)戻入	124
繰延補助金等(資産)戻入	6
繰延物品受贈額(資産)戻入	-
賞与引当金見返に係る収益	423
退職給付引当金見返に係る収益	349
臨時利益	-
純利益	△1
前年度繰越積立金取崩額	1
総利益	-

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 別	金額
資金支出	7,240
業務活動による支出	6,985
投資活動による支出	255
財務活動による支出	-
翌年度への繰越金	-
資金収入	7,240
業務活動による収入	7,148
運営費交付金による収入	7,100
受託収入	3
その他の収入	45
投資活動による収入	93
施設整備費補助金による収入	93
その他の収入	-
財務活動による収入	-
前年度よりの繰越金	-

詳細サイト

詳細につきましては、「年度目標及び事業計画」をご覧ください。

https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku



16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	現金及び預金であって、貸借対照表日の翌日から起算して一年以内に期限の到来しない預金を除くもの
引当金見返（流動資産）	運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う流動資産で、賞与引当金見返が該当
有形固定資産	土地、建物、機械及び装置、工具器具備品など独立行政法人が長期にわたって使用または利用する有形の固定資産
その他（固定資産）	有形固定資産以外の長期資産で、特許権など具体的な形態を持たない無形固定資産等が該当
引当金見返（投資その他の資産）	運営費交付金等で財源措置される引当金計上に見合う投資その他の資産で、退職給付引当金見返が該当
未払金・預り金	一年以内に対価の支払をすべき債務
引当金（流動負債）	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金が該当
資産見返負債	事業計画の想定範囲内で、運営費交付金により償却資産を取得した場合に計上される負債
引当金（固定負債）	将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、退職給付引当金等が該当
その他（固定負債）	資産除去債務等
資本金	国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	国から交付された施設費などを財源として取得した資産で独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連し発生した剰余金

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

調査指導業務費	独立行政法人の業務に要した費用
一般管理費	事務所の賃借料、減価償却費など、独立行政法人の管理に要した費用
人件費	給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
財務費用	利息の支払に要する経費
運営費交付金収益	国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
事業収益等自己収入	手数料収入、受託収入などの収益
臨時損益	固定資産の売却損益等が該当

④ 純資産変動計算書

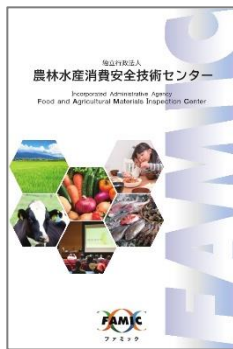
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高
-------	-----------------------

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産の取得・売却等による収入・支出や施設整備費補助金の交付による収入が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

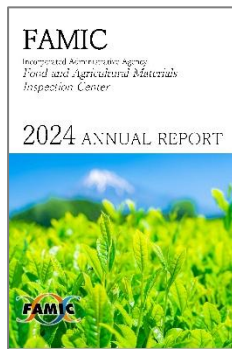
事業報告書に関連する資料として、以下の報告書等を作成しています。



パンフレット



広報誌



ANNUAL REPORT



環境報告書



業務実績レポート



肥料



農薬



飼料



食品



業務方法書

https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/doc/gyoumuhouhousyo.pdf

年度目標及び事業計画

https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuyou-keikaku/

財務諸表

https://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/zaimusyohyou/

決算報告書

https://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesan_houkoku/

業務実績等報告書

https://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



/FAMIC公式フェイスブック



/FAMIC公式X



/FAMIC公式チャンネル



FAMIC (ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

<https://www.famic.go.jp/>